

第1回智頭町議会定例会会議録

令和3年3月12日開議

1. 議事日程

第 1. 会議録署名議員の指名

第 2. 議案第54号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

1. 会議に付した事件

第 1. 会議録署名議員の指名

第 2. 議案第54号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

1. 会議に出席した議員（12名）

| | |
|-----------|-----------|
| 1番 谷口翔馬 | 2番 波多恵理子 |
| 3番 安道泰治 | 4番 國本誠一 |
| 5番 河村仁志 | 6番 大藤克紀 |
| 7番 岩本富美男 | 8番 谷口雅人 |
| 9番 岸本眞一郎 | 10番 酒本敏興 |
| 11番 中野ゆかり | 12番 大河原昭洋 |

1. 会議に欠席した議員（0名）

1. 会議に出席した説明員（15名）

| | |
|---------|---------|
| 町長 | 金 兒 英 夫 |
| 教 育 長 | 長 石 彰 祐 |
| 病院事業管理者 | 葉 狩 一 樹 |
| 総務課長 | 矢 部 整 |
| 企画課長 | 酒 本 和 昌 |
| 税務住民課長 | 江 口 礼 子 |
| 教育課長 | 國 岡 厚 志 |

| | |
|--------------|-------|
| 地域整備課長 | 迎山恵一 |
| 山村再生課長 | 山本進 |
| 地籍調査課長 | 原田誠之 |
| 福祉課長 | 小谷いづ美 |
| 会計課長 | 矢部久美子 |
| 税務住民課参事兼水道課長 | 藤森啓次 |
| 総務課参事 | 米本勝彦 |
| 病院事務部長 | 福安教男 |

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

| | |
|------|------|
| 事務局長 | 柴田睦子 |
| 書記 | 松田絵理 |

開会 午後 2時30分

開会 あいさつ

○議長（大河原昭洋） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（大河原昭洋） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番、岩本富美男議員、8番、谷口雅人議員を指名します。

日程第2. 議案第54号

○議長（大河原昭洋） 日程第2、議案第54号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたしま

す。

これから、地方自治法第74条第4項の規定により、条例改正請求代表者の意見陳述を行います。請求代表者の入場を許可します。

意見を述べる条例改正請求代表者は、宮本行雄さんです。中央演壇に登壇をしていただき、意見を述べていただきます。

なお、意見陳述の時間は15分です。発言の残り時間2分前にベルを鳴らします。時間を経過した場合は、その時点で発言を中止いたします。また、意見陳述の内容は、一言一句会議録に記載されますので、個人情報やプライバシーに関わる発言にはご注意ください。

次に、傍聴の皆様方をお願い申し上げます。傍聴規定により、議場における言論に対しての拍手、発言、録音等は禁止されておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、意見を述べていただきます。

宮本行雄さんの発言を許可します。

○請求代表者（宮本行雄） 令和2年9月議会で議決された、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例改正請求を行った、代表者の1人として意見を述べます。

本請求の要旨は、町民への説明と理解を求めないまま議員発議で行った条例の改正は、民主主義の根幹に関わることであるというものです。私たちは、議会が昨年9月の議決に固執し、10月の報告会で町民からの厳しい反発があったにもかかわらず、12月まで何も町民に対して説明をしようとしなかったことは、非常に不誠実と考えました。

そこで、議員報酬の条例を一旦元に戻し、増額の根拠を明らかにし、町民が納得し理解できる説明をするべきであると考え、報酬引上げ条例を元に戻す住民請求、署名活動を実施しました。

法律上、必要な署名数119名に対して、1,167名の署名が集まりました。これについて詳しく述べたいと思います。

私たちが、条例改正請求を行った理由は次の4点であります。

1、9月の議決までに町民に対して、議会だよりによる報告だけで、説明の理解を得るという過程が全くなかったこと。

2、報酬月額28万円に引き上げる理由・算出根拠が全く分からないこと。

3、今日までの議会・議員活動が報酬引上げに値する活動であったとは、多くの町民が思っていないこと。

4、数年後には明らかになる町の財政難、人口減に伴う町予算の縮小が予測される中、財政的に将来大丈夫であるのかということ。

まず、議決前に説明がなかったこと。10月報告会、集落説明会において、議会は「コロナ禍でその機会がなかった」と言われましたが、令和2年4月頃から今日まで依然としてコロナ禍です。その最中、町内全集落対象の説明会が行われました。9月の議決前でもやろうと思えばやれたはずです。

情報公開請求で各議事録等を読んでみれば、議会は最初から町民に説明し、理解を得るということは全く考えていなかった。町民とのキャッチボールは必要ないと議事録にも載っています。議員報酬を審議会を経たとはいえ、議員だけで決めてしまうということが許されてよいのですか。当然、民意を問うべき議案であると考えますが、議員の皆さんは一体誰の代表者なのですか。

9月議会の提案理由で、今後行われる選挙での無投票の防止、若い力や働き盛りの方、女性などが立候補しやすい方策の一助になるように、と述べられています。報酬引上げが一助と言うのなら、引上げ以外の方策として、どのような方策があるのでしょうか。

先日の地区説明会では、議会特別委員会として月額28万円、施行日を2年延長とする案が出されました。本年7月に実施予定の町議会議員選挙で無投票とならなかった場合、無投票の防止、立候補しやすい方策の一助という理由は成り立ちません。2年延長という発議がなされるなら、再度報酬引上げの明確な理由を示してください。

次に、月額28万円について。多くの町民から反対意見が出されました。28万円は智頭町民の収入と比較して「高い」、「引上げ額5万1,000円の根拠は」、「コロナ禍での引上げは常識外」など、この月額28万円の算出根拠について、議会報告会、集落説明会において、議会は明確な説明ができたでしょうか。これは報酬ですか、給与ですか。集落説明会では、議員報酬と言いながら手取りが12万から13万円になる。17万円から18万円ぐらいたないと生活できないと言っています。

また、日本海新聞の記事を読むと、報酬審議会の座長を務められた鳥大教授の塩沢先生は、「智頭町議会の報酬22万9,000円は、生活給として難しい面

がある」と言っておられますが、議員報酬であって生活給ではありません。報酬とは役務に対する対価であって、10月の報告会で活動日数平均月10日ぐらいと言われた役務に対する対価で、サラリーマンのように月20日以上労働して支払われる給与とは違うものです。

また、先の地区説明会では、「今の現職の議員は誰一人、現在の報酬額22万9,000円が安いと思っていない」という発言がありました。誰一人として安いと思っていないなら、現行の22万9,000円でよいではありませんか。まして、町民に理解を得られる引上げ理由もなく、県内町村で最も高い報酬額なのですから。月額28万円について、町民から多くの反対意見がありました、28万円は変えないんですか。

そして、今まで議会活動が報酬引上げに値するものであったのか。私たちは成果主義、実績を積んだ上で引上げの議論をするのが妥当と考えます。今までの議会に対する評価は、報告会等で「何をしているのか分からない」をはじめ、「町長の追認機関」という言葉まで出ています。

振り返れば、合併問題、火葬場問題、昨年完成した図書館建設等、多くの町の重要課題において民意が反映されたことがあったでしょうか。合併問題では、2回も住民投票が行われたにもかかわらず、結果は民意とは逆の単独となり、火葬場問題でも町に存続という意見が多いと思われたが、東部広域へとなりました。

図書館建設については、複合施設など多様な町民の意見があったと思いますが、建設の是非すら民意を問うことはしませんでした。また、令和元年の議会報告書で、「建設の是非について議会で議論をしたのか」という問いに、「町執行部で決めたことです」、「町長の公約でした」という答え。これは議論もしていないし、行政のチェック機能を放棄しましたと言っているのと同じです。追認機関と言われても仕方のない1つの事例です。議会・議員は町民の民意をどのように考えているのですか。

今回の議員報酬問題で各集落説明会が実施されました。しかし、議会側の姿勢は議決を守り抜くという姿がありありと見え、町民の理解を得るという説明ではありませんでした。何を質問しても具体的な数字、根拠を示さず、その場が終わればよい、説明責任を果たしたというアリバイ作りだったのではないですか。

議長は議会報告会報告書などで、町民と議会との間に距離があると述べていますが、距離を作っているのは、譲ろうとしない姿勢を崩さない議会側であり、こ

の姿勢を取り続ける限り、距離はいつまでたっても埋まりません。議会は町の最高意思決定機関です。しかし、町民はその議会議員を投票で選び、代表者とするわけですが、全てを任せますというような白紙委任状を渡しているつもりはありません。

情報公開について。智頭町情報公開条例には、町政への町民参加の促進と、町政に対する町民の知る権利を尊重するとあり、議会基本条例にも町政の情報公開及び町民参加を基本として、とあります。議会は正しい情報公開ができていますか。

町民から「議会が何をしているか分からない」という意見が出る原因は、情報公開が全くできていないからです。都合のよい情報、結果報告が情報公開ではありません。町民は、都合が悪い情報、結果に至るまでの過程についても知りたいのです。これを実行してこそ、議会基本条例にある公平性、透明性及び信頼性を重んじた、町民に開かれた議会並びに町民参加を推進する議会になると思います。

江藤先生もおっしゃっていたと思いますが、議会事務局の壁に貼ってある守秘義務の紙は早く剥がすべきだと思います。民意を反映しようとしないう議会、行政のチェックをしていない議会、説明責任を果たせていない議会、都合の悪いことは出さない情報公開、既にやられているべきことができていない現状があるという認識はありますか。

これからの議会改革をやりますからではなく、やるべきことをやった上での議会改革、町民のためになる議会改革でスタートラインが違います。実績を町民に見せた上での議会改革であるべきです。智頭町は、これから財政難に直面することとなります。町民から報酬引上げ分1, 200万円についての疑問の声が出ました。議員であるなら、この財政難となることは当然分かっていたはずですが。それなのに、なぜ報酬引上げが出てくるのでしょうか。財政難となる責任の一端は議会にもあるはずですが。

町長提案をチェックし、承認するのが議会です。全国の自治体では箱物の維持管理が大変になり、箱物建設は控えようという風潮だと思いますが、智頭町では中学校、保育園、図書館と次々と建物が建てられました。必要と思われるものもありますが、「大き過ぎる」、「華美過ぎる」、「金をかけ過ぎる」などという町民の声が多くあります。本当に適切なチェックが行われたのでしょうか。財政面も考慮されたのでしょうか。報酬増額1, 200万円のツケはどこに回るのか。

しょう。各種団体の補助金カット、地区から出てくる要望の先送りなど、結局住民サービスの低下など、町民にそのツケが回ってくるのではないですか。

先日、この議員報酬問題について、町長の提案理由の質疑において、町長はこの議会改革、「議員報酬引上げが町民の利益となるならよいと思う」と述べられましたが、現時点では全くそれはなく、将来も町民の利益となっていないと言ったら、議会は報酬を返還されますか。利益になっているかどうかを判断するのは議員ではなく町民です。

私たちは、ただ単に報酬月額28万円が高いから署名活動、直接請求をしたわけではありません。議会が制定した智頭町議会基本条例に照らしてみても、今の議会は、この条例の趣旨に沿った議会とは全くなっていません。また、町民の利益となる議会ともなっていません。だから、多くの方が私たちに賛同され署名されたのだと思います。

最後に、私たちの主張は9月議会の条例を元に、その後、町民を交えた場で議会改革、議員報酬、定数を議論し、決めていけばよいというものです。智頭町議会基本条例第4条5項、議会は重要課題に対処するため、議員及び町民が自由に情報及び意見を交換する一般会議を設置するとあります。町民を交えて議論してこそ、町民のためになる議会改革となり、町民参加を推進する議会となるのではないですか。議員報酬の原資は町民の税金です。また、議会は2年先送り案があると聞いていますが、2年後自動的に引き上げるのではなく、引上げ前に町民の評価を受けてください。

○議長（大河原昭洋） 以上で、議案第54号に関する条例改正請求者の意見陳述は終了しました。

本日は、これにて散会といたします。

閉 会 午後 2時49分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和3年3月12日

智頭町議会議長 大河原 昭 洋

智頭町議会議員 岩 本 富美男

智頭町議会議員 谷 口 雅 人